

## 四半期決算短信における適用初年度の対応について（追加）

### 前年同四半期に係る損益計算書の取扱いについて

四半期決算短信における四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書については、一定の場合を除き、原則任意開示としておりますが、当四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書を開示する場合は、それに加え、前年同四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書の開示も併せて求めています。

しかし、従前の「四半期財務・業績の概況」では、四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書の作成は求めていなかったため、四半期決算短信の適用初年度においては、前年同四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書の開示は必要とせず（開示することも可能です。）当四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書のみを開示すれば足りることとします。

なお、2年目以降については、前年同四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書も開示していただくこととなりますので、ご留意ください（この場合は、前年同四半期の四半期報告書に記載した四半期（連結）損益計算書と同じものを前年同四半期（連結）会計期間に係る損益計算書として開示してください。）。